

予備自衛官及び予備自衛官補のき章について（通達）

平成 14 年 4 月 25 日
陸幕人計第 150 号

改正 平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監
各部隊長
各機関の長

殿

陸上幕僚長

（例規 25）

予備自衛官及び予備自衛官補のき章について（通達）
標記について、下記のとおり実施し、平成 14 年 3 月 27 日から適用されたい。
記

1 予備自衛官き章の取扱い

（1） 交付及び交付のための請求

- ア 予備自衛官き章は、予備自衛官（海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官を含む。）に任用したときに、当該予備自衛官を担当する地方協力本部長が交付する。
- イ 予備自衛官き章は、それぞれの方面区内に所在する地方協力本部長が、当該方面区内の補給処にそれぞれ請求するものとする。

（2） 再交付

地方協力本部長は、予備自衛官が予備自衛官き章を損傷により使用に堪えなくなった場合又は亡失した場合には、訓練招集部隊等の長を通じて、損傷・亡失報告書（別紙第 1）を提出させ、再交付の手続を行うものとする。

この場合損傷した予備自衛官き章は回収するものとする。

（3） 記録

地方協力本部長は、き章交付簿（別紙第 2）を備え、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

（4） 離職の場合の処置

地方協力本部長は、予備自衛官が離職した場合には、予備自衛官き章を回収するものとする。

2 予備自衛官補き章の取扱い

（1） 交付及び交付のための請求

ア 予備自衛官補き章（常装用）は、予備自衛官補に採用されたときに、当該予備自衛官補を担当する地方協力本部長が交付する。

なお、予備自衛官補き章（作業服用）は、被服等を貸与するときに教育訓練招集部隊等の長が交付するものとする。

イ 予備自衛官補き章は、それぞれの方面区内に所在する地方協力本部長が、当該方面区内の補給処にそれぞれ請求するものとする。

(2) 再交付

地方協力本部長は、予備自衛官補が予備自衛官補き章を損傷により使用に堪えなくなった場合又は亡失した場合には、教育訓練招集部隊等の長を通じて、損傷・亡失報告書（別紙第1）を提出させ、再交付の手続を行うものとする。この場合損傷した予備自衛官補き章は回収するものとする。

(3) 記録

地方協力本部長は、き章交付簿（別紙第2）を備え、交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(4) 離職の場合の処置

地方協力本部長は、予備自衛官補が離職した場合には、予備自衛官補き章を回収するものとする。

添付書類：防人2第2653号（14.3.27）

損 傷 ・ 亡 失 報 告 書

年 月 日				
殿				
所 属				
階級 (官名)				
認識番号				
氏 名 ④				
損 傷 ・ 亡 失 報 告 書				
私は下記のとおり を損傷・亡失したので報告いたします。				
記				
1 交付責任者及び番号				
2 損傷・亡失の時期				
3 損傷・亡失の場所				
4 損傷・亡失の状況				
上記のとおり相違ないことを証明する。				
年 月 日				
(教育) 訓練招集部隊等の長				
官職	階級	氏	名	④

規格：A列4番

- 注：1 損傷・亡失の区分に応じて、横線で抹消し使用する。
2 亡失の状況は詳細に記述する。

き 章 交 付 簿

き章の種類：

受領年月日	交付年月日	き章番号	所 属	官 名	氏 名	受 領 印	亡 失 又 は 返 納 年 月 日	摘 要
・ ・	・ ・						・ ・	
・ ・	・ ・						・ ・	
・ ・	・ ・						・ ・	
・ ・	・ ・						・ ・	
・ ・	・ ・						・ ・	
・ ・	・ ・						・ ・	

規格：A列4番

注：1 受入年月日欄は、き章を受領した日を記入する。

2 亡失返納及び担当地方協力本部を異にして転出した場合には、記載事項を朱線で抹消し確認印を所属欄に押し、抹消理由を摘要欄に記載する。

3 担当地方協力本部を異にして転入した場合には、所要事項を記載し、摘要欄に転入前の担当地方協力本部名を記入する。

14. 3. 27

陸上幕僚長

海上幕僚長 殿

航空幕僚長

事 務 次 官

予備自衛官及び予備自衛官補のき章について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので下記により実施されたい。

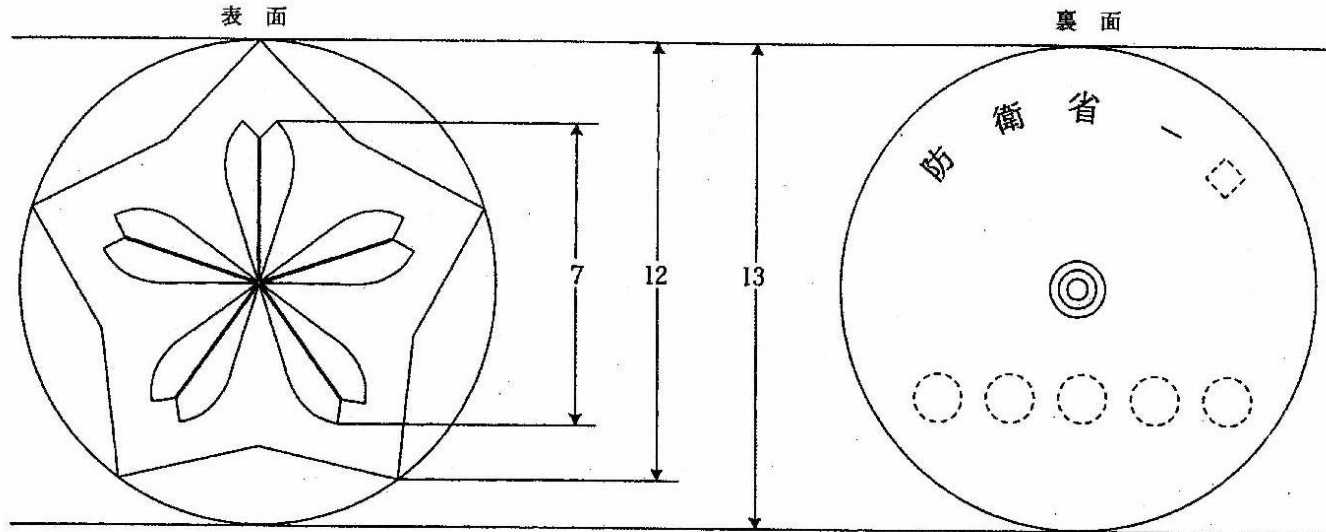
なお、予備自衛官き章について（防人2第4155号（49. 9. 25）は、平成14年3月27日をもって廃止する。

記

- 1 予備自衛官及び予備自衛官補が訓練招集命令又は教育訓練招集命令により招集されている場合その他その身分を明らかにする必要がある場合には、き章を着用させることができる。
- 2 き章の貸与、保管、返納その他管理上必要な事項は、陸上幕僚長が定めること。
- 3 き章の着用位置その他必要な事項は、それぞれの幕僚長が定める。

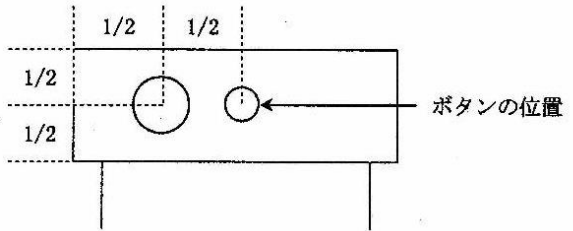
添付書類：別紙第1～別紙第3

予 備 自 衛 官 き 章



- 備考 1 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
 2 台地は13ミリメートル×2.1ミリメートルとする。洋白板厚さ1.8ミリメートルとする。
 3 桜は高さ1.6ミリメートルとし、桜の部分は酸性金厚めっきとする。
 4 止め具はねじ式とする。
 5 陸上自衛隊の予備自衛官の着用は、左胸ポケットの次の位置とする。

○の部分は一連番号を記入する。
 □の部分、機関の略称を記入する。

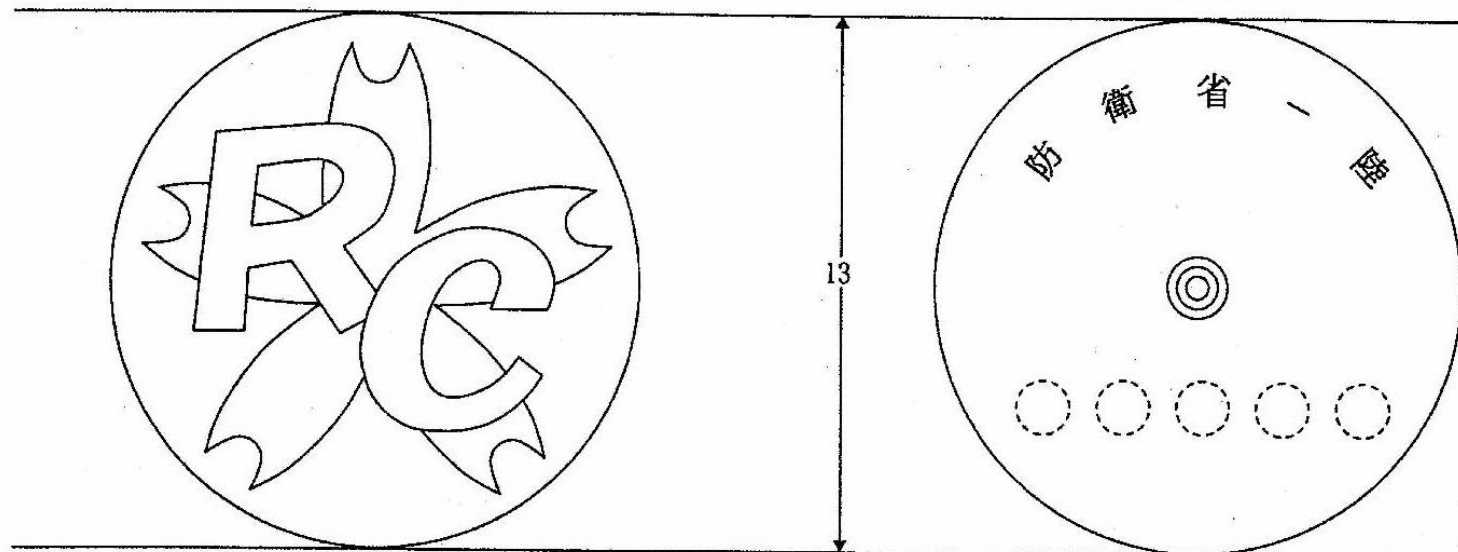


陸上自衛隊 ——— 陸
 海上自衛隊 ——— 海
 航空自衛隊 ——— 空

予備自衛官補き章(常装用)

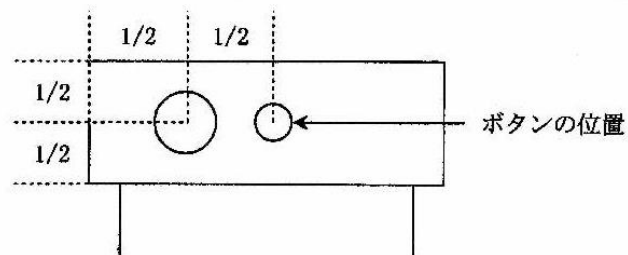
表面

裏面



- 備考
- 1 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
 - 2 台地は13ミリメートル×1.8ミリメートルとする。
 - 3 桜は高さ1ミリメートルとし、桜の部分は酸性金厚めつきとする。
 - 4 RCは高さ1ミリメートルとし、RC部分は酸性銀厚めつきとする。
 - 5 止め具はタック式とする。
 - 6 陸上自衛隊の予備自衛官の着用は、左胸ポケットの次の位置とする。

○の部分は一連番号を記入する。



予備自衛官補き章（作業服用）

